ABS・名古屋議定書勉強会

United Nations Decade on Biodiversity

諸外国の動向について

平成28年2月17日

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性施策推進室　持続的利用係長　笠原　綾

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

本日の話題

- ◆ 名古屋議定書とABS-CH
- ◆ 環境省の取り組み
- ◆ 各国の法令等

- 本資料の情報は、環境省が独自に収集した情報や環境省暫定訳を含む各種仮訳を引用しており、必ずしも最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
- 最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じ、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。

名古屋議定書とABS-CH

名古屋議定書の仕組み（おさらい）

名古屋議定書は2010年10月採択、2014年10月発効

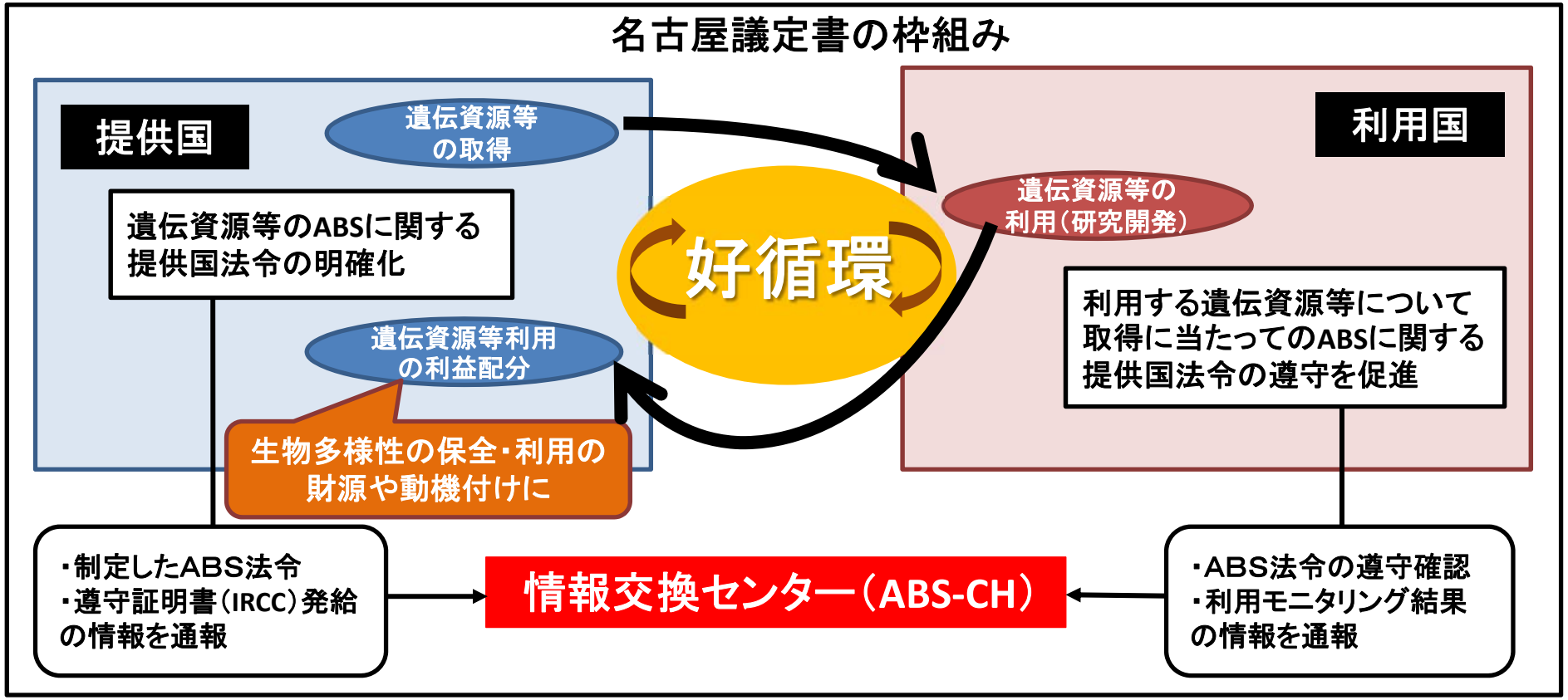

遺伝資源等：遺伝資源（GR）及び遺伝資源に関連する伝統的な知識（TK）
ABS：取得の機会（アクセス）及び利益の配分
ABS-CH：取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター（通称ABSクリアリングハウス）

- 提供国法令や国際的な遵守の証明書（IRCC）の情報がABS-CHに集約される。
- 名古屋議定書は発効から実施のフェーズに移行してきており、ABS-CHの役割は大きい。
- 我が国も生物多様性日本基金を通じて、ABS-CHの発展やWS開催を支援中。

名古屋議定書の条文とABS-CH

第14条（アクセスと利益配分、クリアリングハウス及び情報の共有）

1　取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約第十八条3の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として設置する。同センターは、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための手段としての役割を果たす。特に、同センターは、この議定書の実施に関して締約国によって利用可能とされる情報へのアクセスを提供する。

2　締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によって必要とされている情報及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による決定に従って必要とされる情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供する。これらの情報には、次のものを含める。

(a)　取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置　各国の措置

(b)　国内の中央連絡先及び権限のある当局に関する情報　各国の窓口等

(c)　事前の情報に基づく同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に発給された許可証又はこれに相当するもの　取得の許可をしたことを証明するもの

3、4（略）

ABS-CHに掲載が求められる情報

■ 議定書によって必要とされる情報 （議定書第14条第2項）

- 取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上又は政策上の措置
- 締約国の連絡先
  - 国内の中央連絡先（National Focal Point；NFP）･･･条約事務局との連絡窓口
  - 権限のある当局（Competent National Authority(-ties)）･･･国内措置に従って許可を出す
- 事前の情報に基づく同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に発給された許可証又はこれに相当するもの
  ⇒ABS-CHに掲載されることで国際的な遵守の証明書（IRCC）に

■ 入手可能であり、適当な場合には、追加的な情報 （議定書第14条第3項）

- 原住民社会及び地域社会（ILCs）について権限を有する関係当局等
- 契約の条項のひな型
- 遺伝資源について監視するために開発された方法及び手段
- 行動規範及び最良の実例

■ 利用国における利用の監視に関係する情報 （議定書第17条第1項 (a) (iii)）

- 確認のための機関が収集した遺伝資源の利用に関する情報について、関連する国内当局、提供国、及び適当な場合には、ABSクリアリングハウスに登録

『チェックポイント・コミュニケ（CPC）』と呼ばれる様式あり

ABS-CHの利用方法

https://absch.cbd.int/

・・・条約事務局が運用するwebサイトして存在。閲覧には最新のブラウザが必要。

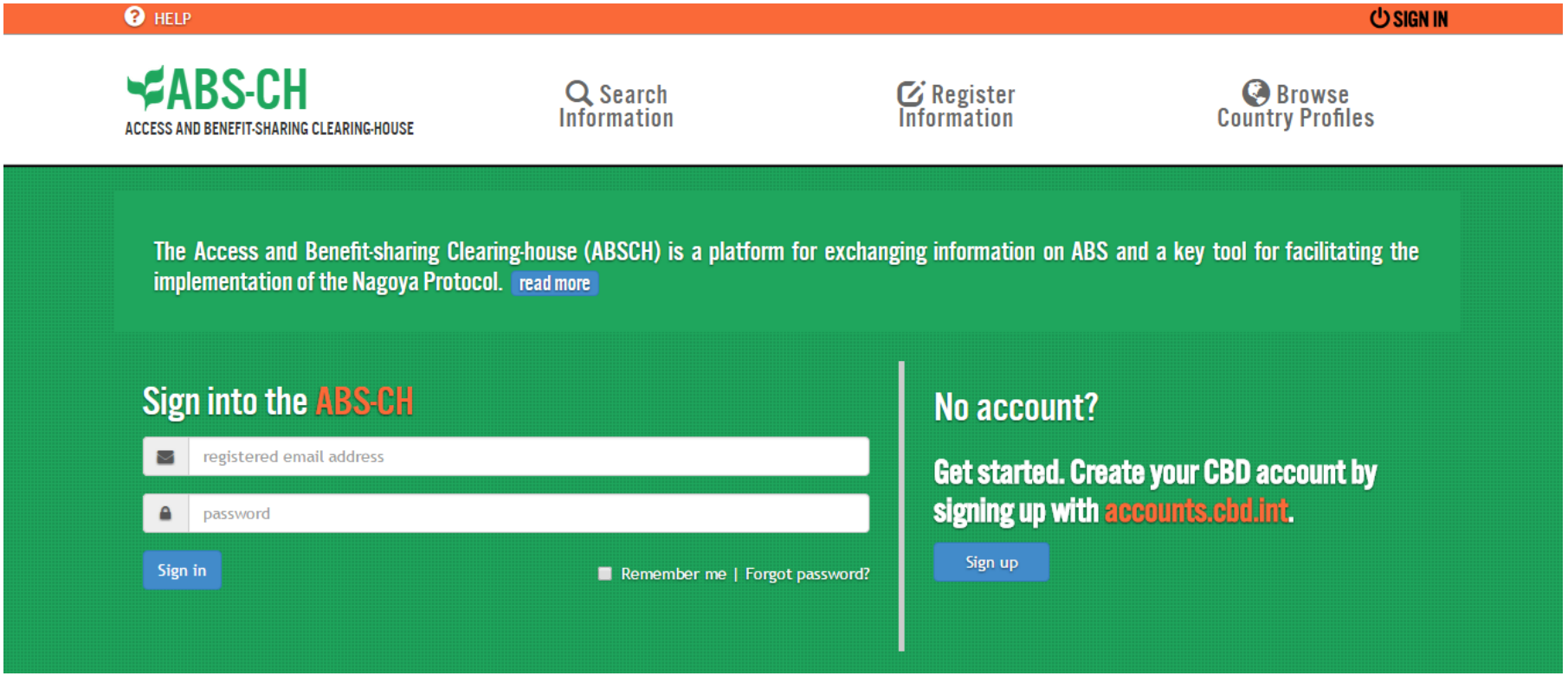

サインイン後、情報を登録することが可能
※登録にはNational Focal Point(NFP)により登録された
Publishing Authority(PA)若しくはPAに承認された
National Authorized User(NAU)の権限が必要

アカウント登録の申請を行うと、my pageの取得が可能
（登録しなくても閲覧可能）

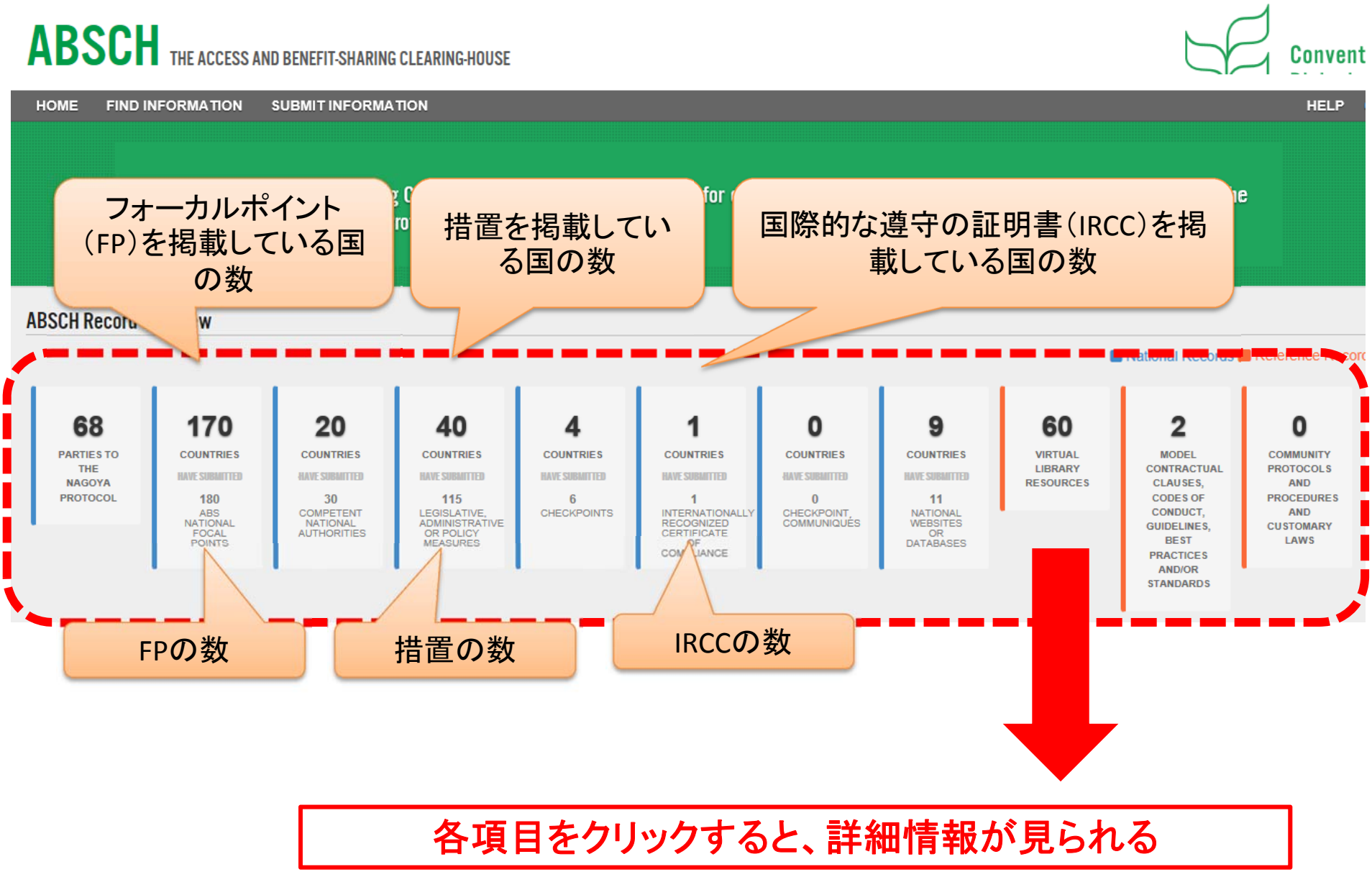

各項目をクリックすると、詳細情報が見られる

ABS-CH
ACCESS AND BENEFIT-SHARING CLEARING-HOUSE
Search Information
Register Information
Browse Country Profiles
Search Information
Found 37 | 1 of 2 | First » | « Prev | 1 | 2 | Next » | Last »
Search Informationから、各国が登録した措置やNFP等の検索が可能
Clear all filters
Keyword
National Records
Legislative, administrative or policy measures 37
JURISDICTIONS
STATUS
TYPES
National Focal Points 221
Competent National Authorities 10
National Websites and Databases 5
Internationally Recognized Certificate of Compliance 0
Checkpoints 2
Checkpoint Communiqués 0
Reference Records
Virtual Library Records 50
Meetings & Meeting Outcomes 97
Notifications 365
Press Releases 144
Statements 71
MEXICO LEGISLATIVE, ADMINISTRATIVE OR POLICY MEASURES 12 OCT 2014
Decreto Promulgatorio del Protocolo de Nagoya sobre Acceso a los recursos y participación justa y equitativa en los beneficios que se deriven de su utilización al convenio sobre la diversidad adoptado en Nagoya el veintinueve de octubre de dos mil diez
NATIONAL / FEDERAL | LAW | LEGALLY BINDING
CZECH REPUBLIC LEGISLATIVE, ADMINISTRATIVE OR POLICY MEASURES 10 OCT 2014
NAŘÍZENÍ EVROPSKÉHO PARLAMEN
Nagojského protokolu o přístupu ke
využívání, ze strany uživatelů v Uni
ABS-CHに各国の情報が集約されることに
REGIONAL / MULTILATERAL | LAW | LEGALLY BINDING
VIET NAM LEGISLATIVE, ADMINISTRATIVE OR POLICY MEASURES 09 OCT 2014
Biodiversity Law (2008)
CHAPTER V - CONSERVATION AND SUSTAINABLE DEVELOPMENT OF GENETIC RESOURCESSection 1 - MANAGEMENT OF AND ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND SHARING OF BENEFITS FROM GENETIC RESOURCESArticle 55. Management of genetic resources1. The State uniformly manages all genetic resources in the Vietnamese territory.2. The State assigns organizations and individuals to manage genetic resources according to the following provisions:a) Conservation area management units and organizations assigned to manage conservation areas shall manage genetic resources in conservation areas;b) Heads of biodiversity conservation facilities, scientific research and technological development institutions, and genetic resource ... more
NATIONAL / FEDERAL | LAW | LEGALLY BINDING
HUNGARY LEGISLATIVE, ADMINISTRATIVE OR POLICY MEASURES 03 OCT 2014
Act VIII of 2014 on the publication of the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity
Publication of the Nagoya Protocol in Hungary
NATIONAL / FEDERAL | LAW | LEGALLY BINDING

IRCCのフォーマット

※下線は記載必須の項目

- **一般的な情報**

1. 新たな記録か、既存の記録の修正か（修正の場合はその趣旨）
2. 国名

- **発給機関**

3. 発給に責任を有する国内の権限ある当局（CNA）（CH記録番号、又はCNAの共通フォーマット）

- **許可証、又は相当するものの詳細**

4. 参照番号
5. 追加的な国内の参照、又は識別できるもの
6. 発給日
7. 有効期限

- **PIC情報**

8. 提供者（名称、又はCH記録番号か連絡先等　※秘密情報のチェック欄有）
9. PICが与えられたことの確認
10. PICについての追加情報
11. PICが与えられた個人・団体（名称、又はCH記録番号か連絡先等　※秘密情報のチェック欄有）

- **MAT情報**

12. MATが設定されたことの確認
13. MATについての追加情報

- **内容**

14. 対象とする内容又は遺伝資源（名称及び／又は標本情報及び／又は分類及び／又は地理的座標　※秘密情報のチェック欄有）
15. 上記14を記述するキーワード（例：動物、植物、微生物、野生種、在来種、森林、内水等）
16. 商業的又は商業的な利用（商業的、非商業的　※秘密情報のチェック欄有）
17. 利用又は利用制限に関する追加情報
18. 第三者への移転の条件

- **文書**

19. 許可証又は相当するもの又はその他の公開情報
20. その他の関連情報
21. 注意事項　※個人的な参照情報のため、編集時のみ閲覧可

2015年10月1日に発行されたIRCC第1号（インド）

UNEP

Convention on Biological Diversity

ABSCH-IRCC-IN-204353-1
Internationally recognized certificate of compliance constituted from information on the permit or its equivalent made available to the Access and Benefit-sharing Clearing-House

In accordance with Article 17, paragraph 2, of the Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing, a permit or its equivalent issued in accordance with Article 6, paragraph 3 (e) and made available to the Access and Benefit-sharing Clearing-House, shall constitute an internationally recognized certificate of compliance.

General Information

Issuing country

INDIA

Verification link (view latest version)

http://absch.cbd.int/database/ABSCH-IRCC-IN-204353

ABS-CH Unique Identifier (UID)

ABSCH-IRCC-IN-204353-1

Issuing Authority

Competent National Authority

National Biodiversity Authority (NBA)
5th Floor, TICEL Biopark, CSIR Road, Taramani
Chennai, Tamilnadu
600 113, **India**
Phone: +91 44 2254 2777
Fax: +91 44 2254 1200
Email: secretary@nbaindia.org, chairman@nba.nic.in, secretary@nba.nic.in
Website: http://www.nbaindia.org

Details of the permit or its equivalent

Reference number of the permit or its equivalent

India/NBA/Appl/9/684

Additional national references or identifiers

Application in Form-I for accessing ethno-medicinal knowledge of the Siddi community from Gujarat for research

Date of issuance of the permit or its equivalent

27 Mar 2015

Date of expiry of the permit or its equivalent

26 Mar 2018

Prior Informed Consent (PIC) Information

Confirmation that prior informed consent (PIC) obtained or granted

YES

Provider The person or entity that holds the right to grant access to the genetic resources in accordance with domestic legislation.

CONFIDENTIAL INFORMATION

Entity to whom PIC was granted

Ms Seema Solanki

Medical Anthropology and Ethno biology,
Research Scholar *(-)*
University of Kent
Canterbury
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
Phone: +91 9717032453
Email: seemasolanki.du@gmail.com, ss830@kent.ac.uk

Mutually Agreed Terms (MAT) Information

Confirmation that mutually agreed terms (MAT) have been established

YES

Additional information about the mutually agreed terms

1. The user shall not obtain any form of IPR based on the biological resources and /or associated knowledge accessed under this agreement in any manner without obtaining the prior approval of NBA under provisions of the Biological Diversity Act, 2002.

2. The applicant shall submit a report to NBA on the outcome of the research work.

Subject-matter

Subject-matter or genetic resources covered:

Accessing ethno-medicinal knowledge of the Siddi community from Gujarat for research

Information on the utilization of the genetic resource(s)

Type of use allowed by the permit or its equivalent

CONFIDENTIAL INFORMATION

Conditions for third party transfer:

The user shall not transfer or part with the biological resources and /or associated knowledge accessed under this agreement in any manner without obtaining the prior approval of NBA under provisions of the Biological Diversity Act, 2002.

Certificate History

Date	Action	Author	Comment
01 OCT 2015 11:52 AM	**PUBLISHED**	Hem Pande (hempande@nic.in)	Permit information published to the ABS clearing-house and certificate generated.

Further Information

Questions about the permit or its equivalent constituting an internationally recognized certificate of compliance should be addressed to the competent national authority issuing the permit or its equivalent. Additional information about the permit or its equivalent may be available in the Access and Benefit-Sharing Clearing House (http://absch.cbd.int/).

Questions about the Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing or the operation of the Access and Benefit-sharing Clearing-House may be directed to the Secretariat of the Convention on Biological Diversity.

Secretariat of the Convention on Biological Diversity
413 rue Saint-Jacques, suite 800
Montreal, Québec, H2Y 1N9
Canada
Fax: +1 514 288-6588
Email: secretariat@cbd.int

CPCのフォーマット

※下線は記載必須の項目

- **一般的な情報**

1. 国名
2. 情報を収集したチェックポイント（CP）（CH記録番号）
3. 新たな記録か、既存の記録の修正か
4. CPCに関するIRCC番号（IRCCの番号、又は利用可能でない旨）

- **IRCCが利用可能でない場合、以下を記入**

5. 遺伝資源の出所（国名）
6. 収集・受領された情報に関する内容又は遺伝資源（名称及び／又は標本情報及び／又は分類及び／又は地理的座標）
7. PICの参照又は証拠
8. PICを与えた個人・団体（名称、又はCH記録番号）
9. PICを与えられた個人・団体（CH記録番号）
10. MAT設定の参照又は証拠

- **遺伝資源の利用の情報**

11. CPにより収集・受領された遺伝資源の利用に関する情報の簡潔な記述（利用タイプを含む）
12. CPにおいて遺伝資源を利用している個人・団体（CH記録番号）
13. 情報が収集・受領された日
14. 関連する文書・情報の写し
15. 他の関連情報
16. 注意事項　※個人的な参照情報のため、編集時のみ閲覧可

議定書締約国によるABS-CHへの国内措置の掲載状況

平成28年2月15日時点

締約国70ヶ国＋EU中、15ヶ国＋EU（下線）がABS-CHに国内措置掲載　※
（未締結のブラジル、EU加盟国23カ国を含めると40ヶ国115措置の掲載）
・EU規則施行に伴い措置掲載数が増加　・国際的に認められた遵守の証明書（IRCC）発行も始動

【アジア（16カ国）】
ヨルダン、ラオス、インド、シリア、モンゴル、タジキスタン、ベトナム、インドネシア、ブータン、ミャンマー、カンボジア、アラブ首長国連合、キルギス共和国、カザフスタン、フィリピン、パキスタン（2/21国内発効）
【欧州（9カ国＋EU）】
ハンガリー、デンマーク、EU、スペイン、ベラルーシ、ノルウェー、スイス、アルバニア、クロアチア、スロバキア（3/28国内発効）
【中南米（9カ国）】
メキシコ、パナマ、ホンジュラス、グアテマラ、ペルー、ウルグアイ、ドミニカ共和国、ガイアナ、キューバ
【アフリカ　（31カ国）】
ガボン、ルワンダ、セーシェル、エチオピア、モーリシャス、南アフリカ、ボツワナ、コートジボアール、ギニアビサウ、コモロ、エジプト、ブルキナファソ、ベナン、ケニア、ナミビア、ウガンダ、ニジェール、ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、マラウイ、スーダン、モザンビーク、ギニア、レソト、コンゴ民主共和国、コンゴ、リベリア、モーリタニア、ジブチ、トーゴ（5/10国内発効）
【その他　（北米、オセアニア等）（5カ国）】
フィジー、サモア、バヌアツ、マーシャル諸島、ミクロネシア

※エチオピア、ガイアナ、パナマ、ウガンダ、フィリピン、ブータン等のようにABS-CHに国内措置が未掲載である一方、国内措置を既に制定・実施している締約国もある。

環境省の取り組み

環境省で実施していること

■情報収集　・・・日本の国内措置検討に活かす

- ABSクリアリングハウス（以下、ABS-CH）
- 各国の法令の議会等のwebサイト
- WEBニュース
- 各種文献（例：書籍、論文、国際会議の会議文書）
- 関係省庁・関係機関等による現地調査結果
- 国際会議等での情報交換

■情報発信　・・・収集した情報の提供

- 法令等の和訳を作成、環境省webサイトに掲載
- 説明会等で紹介

（参考）ABS関係の情報が掲載されているwebサイト

- ABS-CH（CBD事務局） https://absch.cbd.int/
- 生物資源へのアクセスと利益配分（JBA生物資源研究所） http://www.mabs.jp/
- 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム http://www.idenshigen.jp/
- 海外資源へのアクセス（NITE） http://www.nite.go.jp/nbrc/global/index.html
- 海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_win_abs.html

環境省Webサイト　＜諸外国の関係法令等（環境省暫定訳）＞

2015年4月　webにコンテンツを追加

環境省
Ministry of the Environment

本文へ | 音声読み上げ | 各種窓口案内 | サイトマップ
日本語 | English | Français | 한국어 | 中文

Google™カスタム検索

トピックス一覧 | 新着情報一覧 | 報道発表一覧 | 環境Q&A

ホーム | 環境省のご案内 | 政策分野・行政活動 | 環境基準・法令等 | 白書・統計・資料 | 申請・届出・公募 | 報道・広報

自然環境・生物多様性

ホーム ＞ 政策分野・行政活動 ＞ 政策分野一覧 ＞ 自然環境・生物多様性 ＞ 生物多様性 ＞
遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS) ＞ 諸外国の関係法令等（環境省暫定訳）

諸外国の関係法令等（環境省暫定訳）

名古屋議定書の国内措置の検討に当たっては、諸外国の関係法令等についての情報を活用しています。本情報は、この過程で収集し、環境省において暫定的に翻訳した諸外国の関係法令等について、国内関係者の参考として掲載するものです。

＜注意事項＞

◇　掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。

◇　最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。

ABSクリアリングハウス－各国のフォーカルポイント（リンク：生物多様性条約事務局）

（閲覧には最新版のブラウザ（Internet Explore、Google Chrome等）が必要です）

◇　各法令等の名称の末尾に、当該文書又は官報等の掲載文書の記載に基づき、公表された年月を括弧で示しています。また、翻訳時点で案段階であった法令等については、名称の先頭に【案】を付しています。

※国連の地域グループに基づき分類し、アルファベット順に掲載しています。

＜アジア＞

ブータン

- 【案】ブータンのアクセス及び利益の配分に関する政策2014（2014年5月）[PDF 340KB]

中国

- 中国生物遺伝資源採取技術規範（試行）（2011年9月）[PDF 337KB]

インド

- 生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則（2014年11月）[PDF353KB]
- アルナチャル・プラデシュ州（生物の多様性）規則（2011年7月）[PDF 384KB]

＋ 環境省のご案内
－ 政策分野・行政活動
- 政策分野一覧
- 審議会・委員会等
- 環境省政策会議
- 重点施策・予算情報
- 税制改正関係情報
- 行政事業レビュー
- 政策評価
- 国会提出法律案
- 公文書管理
- 府省共通公開資料等
- 大臣官房のお知らせ

＋ 環境基準・法令等
＋ 白書・統計・資料
＋ 申請・届出・公募
＋ 報道・広報

〇翻訳を行った法令等について環境省暫定訳として掲載
〇各PDFに原文リンク記載

http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/foreign_measures.html

平成28年2月17日現在　掲載している法令等（22カ国・地域37措置）

※記載は国連地域グループ別、国名アルファベット順

国名	法令名等
＜アジア・太洋州＞	
ブータン	【案】ブータンのアクセス及び利益の配分に関する政策2014（2014年5月）
中国	中国生物遺伝資源採取技術規範（試行）（2011年9月）
インド	生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則（2014年11月）
	アルナチャル・プラデシュ州（生物の多様性）規則（2011年7月）
韓国	生物多様性の保全及び利用に関する法律 第11257号（2012年2月）
＜アフリカ＞	
アルジェリア	生物資源に係る法律第14-07号（2014年8月）
コンゴ民主共和国	自然環境保全に係る法律第14/003号（抄訳）（2014年）
ケニア	環境管理・調整法（抄訳）（1999年）
	【案】天然資源（利益配分）法案（2014年9月）
	2006年環境管理・調整（生物多様性及び資源の保全、遺伝資源へのアクセス並びに利益）規則（2006年）
南アフリカ	2004年国家環境管理：生物多様性法（2004年6月）
	バイオプロスペクティング、アクセス及び利益配分に関する規則（R137同規則の施行；R138同規則；R149適用除外）（2008年2月）

国名	法令名等
＜ラテンアメリカ・カリブ海＞	
ブラジル	政令3945号（2001年9月）
	政令5459号（2005年6月）
	政令6915号（2009年7月）
	法令13123号（2015年5月）
	通信第147号（2015年5月）
コスタリカ	規則 No.31514 生物多様性の遺伝学的構成要素および生化学物質、資源へのアクセスのための基本的要件（2003年2月）
	規則 No.33697生息域外状態での遺伝学的資源および生化学的資源、生物多様性の構成要素へのアクセスのための規則（2007年4月）
	規則 No.34958 1998年4月30日法律第7788号生物多様性法第80条に対する規定（2008年12月）
ガイアナ	ガイアナ生物の多様性の研究に関する指針（2014年）
パナマ	政令25号（2009年4月）
ペルー	遺伝資源へのアクセスに関する施行規則（2009年）
＜西ヨーロッパ・その他＞	
デンマーク	遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する法律（2012年12月）
フィンランド	【案】政府案（HE）遺伝資源法（2014年12月）
仏領ギアナ	生物資源の取得の機会及び利益の配分に係る措置（2011年7月）

国名	法令名等
ノルウェー	【案】自然多様性法の改正（議案134L）（2013年）
	【案】遺伝素材の採集と利用についての行政規則の提案（バイオプロスペクティング行政規則）（2013年）
ポルトガル	科学的目的でのアゾレス自治区の自然資源の取得及び利用の法令 No. 9/2012/A（2012年3月）
	科学的目的でのアゾレス自治区の自然資源の取得及び利用の法令を発展させる規則 No. 20/2012/A（2012年11月）
スペイン	自然遺産と生物多様性に関する2007年12月13日付け法律第42/2007号の改訂を定める2015年9月21日付け法律第33/2015号（抄訳）（2015年9月）
スイス	自然および景観の保護に関する連邦法（改正法）（2014年）
	遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する連邦政府命令（名古屋議定書連邦政府命令（ONag））（2015年12月）
イギリス	名古屋議定書（遵守）規則（2015年3月）；同規則の修正（2015年9月）
＜上記5グループ以外＞	
欧州連合（EU）	EUにおける遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者に対する遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則（2014年4月）
	コレクションの登録簿、利用者による遵守のモニタリング、及び最良の実例に関する欧州議会及び理事会規則(EU)No.511/2014の実施のための規則を詳細にわたり定める欧州委員会実施規則2015/1866（2015年10月）
	【案】名古屋議定書の実施に係るEU規則に関するガイダンス（2015年）

- 現在、ABS-CHに掲載された法令を中心に和訳作成を進めているところ

（参考）情報一覧より（東南アジア周辺）

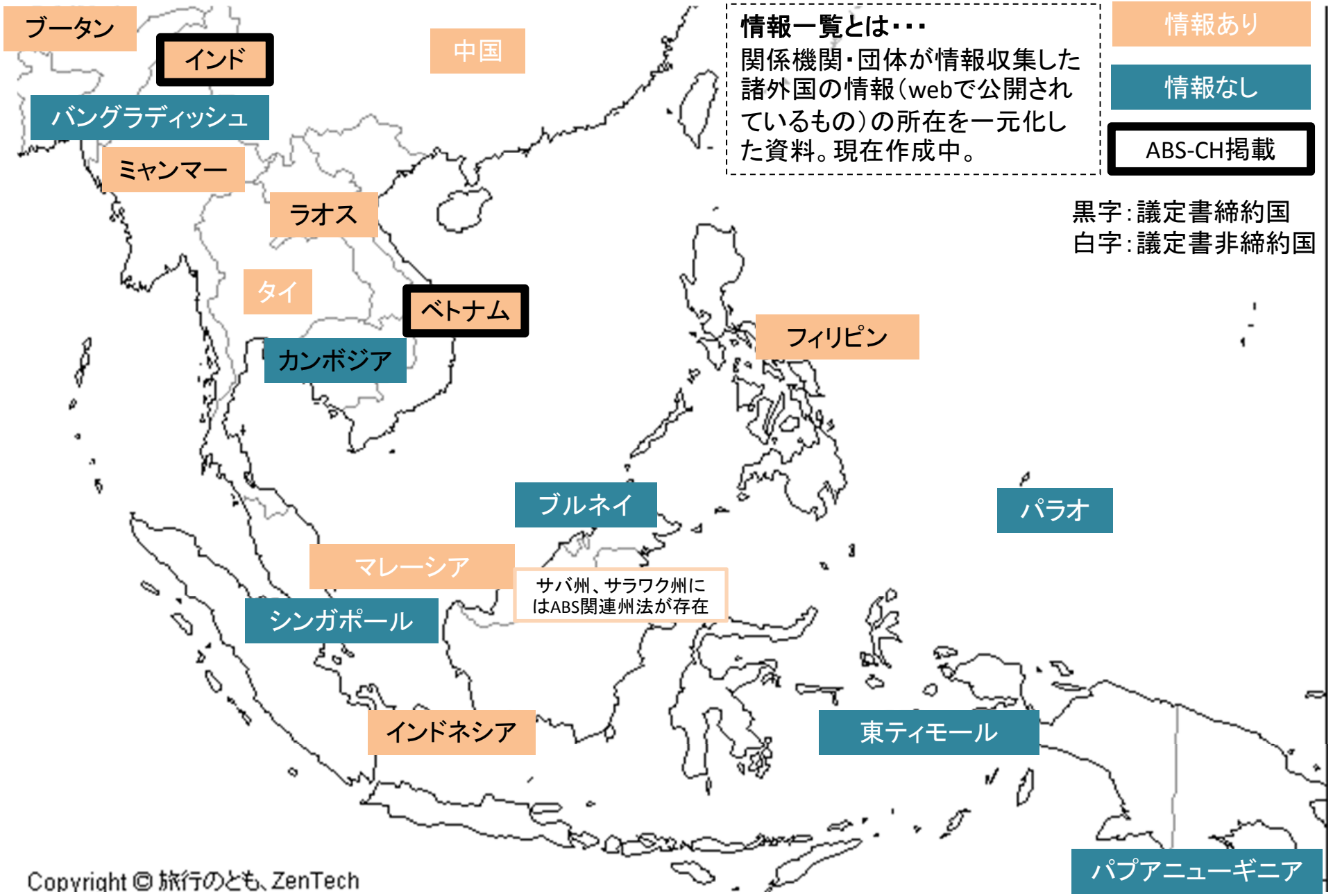

情報一覧とは・・・
関係機関・団体が情報収集した諸外国の情報（webで公開されているもの）の所在を一元化した資料。現在作成中。

情報あり

情報なし

ABS-CH掲載

黒字：議定書締約国
白字：議定書非締約国

各国の法令等

＜提供国措置＞

インド

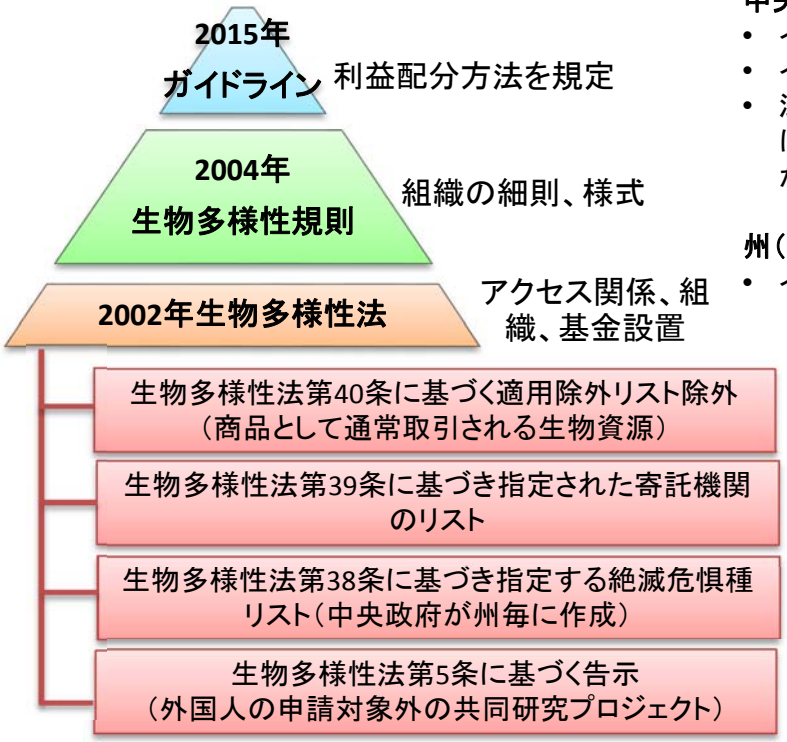

中央政府（国家生物多様性局）によりアクセスが管理されるもの

- インド国民ではない者
- インド国民であって、1961年所得税法第2条第30項に定義される非居住者であるもの
- 法人、組合又は団体であって、(i)インドにおいて法人化もしくは登記されていない場合、又は(ii)インドにおいて、その時に効力を有する法律に基づき法人化もしくは登記されているが資本比率もしくは経営に対してインド国民でない者が参加している場合

州（生物多様性評議会）によりアクセスが管理されるもの

- インド国民

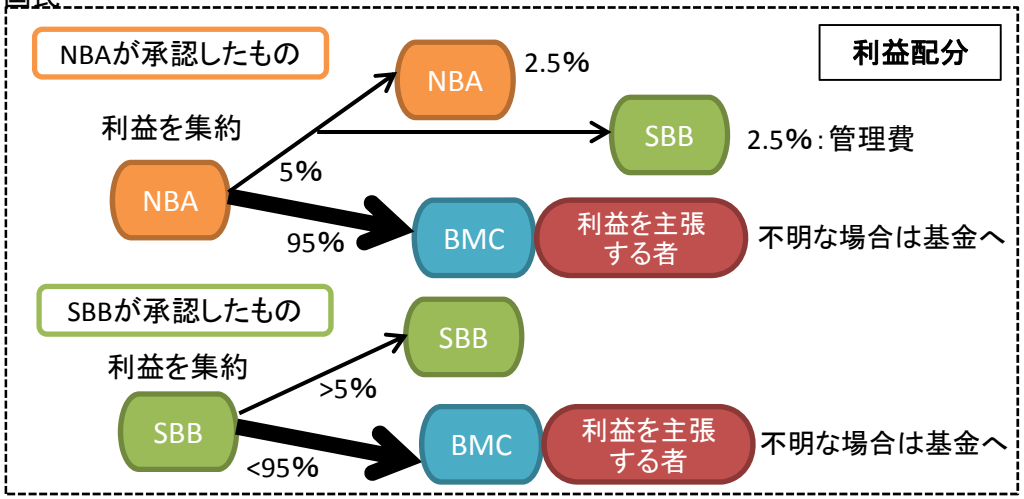

＜申請が必要な行為＞

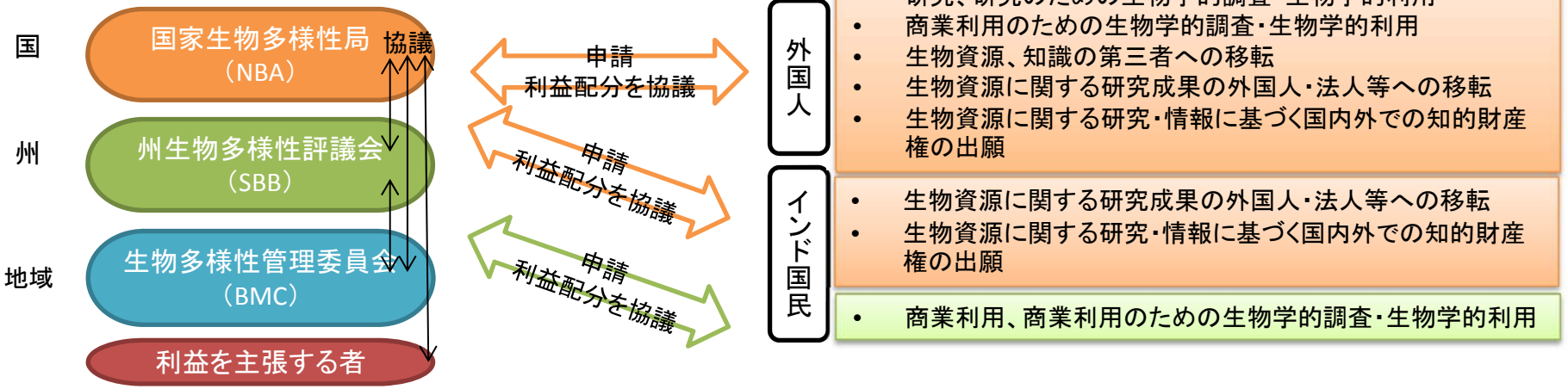

南アフリカ

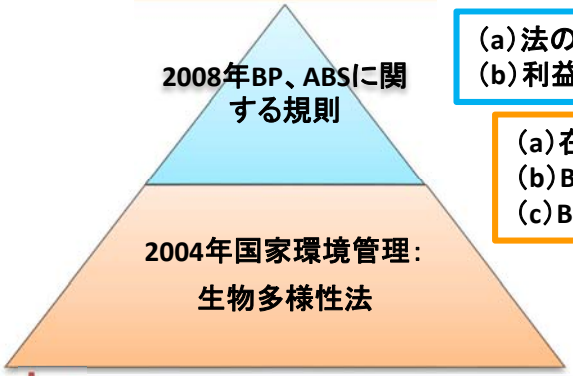

(a)法の許可制度の詳細な規定
(b)利益配分協定・素材移転契約の内容・要件・基準を規定

(a)在来生物資源が関わるBPの規律
(b)BP又はその他の研究を目的とした、在来生物資源の輸出を規制
(c)BPから生じる利益の公正かつ衡平な配分を規定

2004年国家環境管理：生物多様性法第86条に基づく適用除外
（第6章：BP、アクセス及び利益配分の適用から除外）

- BP以外の研究（国内で実施され、商業的・工業的活用を目的としないこと）
- BP以外の研究のための、生息域外在来生物資源の輸出（輸出者が協定を締結し、通知していること）
- バイオプロスペクターから購入した商品の貿易
- 以下の開発・作出・生産のためではない野生生物の飼育、繁殖、栽培
  - 薬剤、工業用公租、食品香料、香粧品香料、化粧品、乳化剤、含油樹脂、顔料、抽出物
  - 新しい植物育種品、植物製品
- 国内利用又は自家用を目的とした在来生物資源の採集、利用、繁殖、栽培又は取引。
- 国内及び国際的な切り花市場及び既存の観賞用植物市場のための植物種の人工的な繁殖、増殖又は栽培。
- 消費を目的として淡水種及び海洋種の生産を行う養殖又は海洋養殖活動

「バイオプロスペクティング（BP）」：
とは、在来生物資源との関連において、商業的若しくは工業的利用のための在来生物資源の研究、開発若しくは応用をいい、以下を含む。
(a)上記資源の計画的探索、採集若しくは収集、又は上記の研究、開発若しくは応用の目的での当該資源からの抽出。
(b)上記の研究若しくは開発の目的での、原住民の社会による在来生物資源の伝統的利用に関する情報の活用。
(c)商業的又は工業的利用のための上記伝統的利用についての研究、応用、開発又は改変。
「在来生物資源」：
在来種の動物、植物若しくはその他の生物で、生きている若しくは死んでいるもの（派生物、遺伝素材を含む）

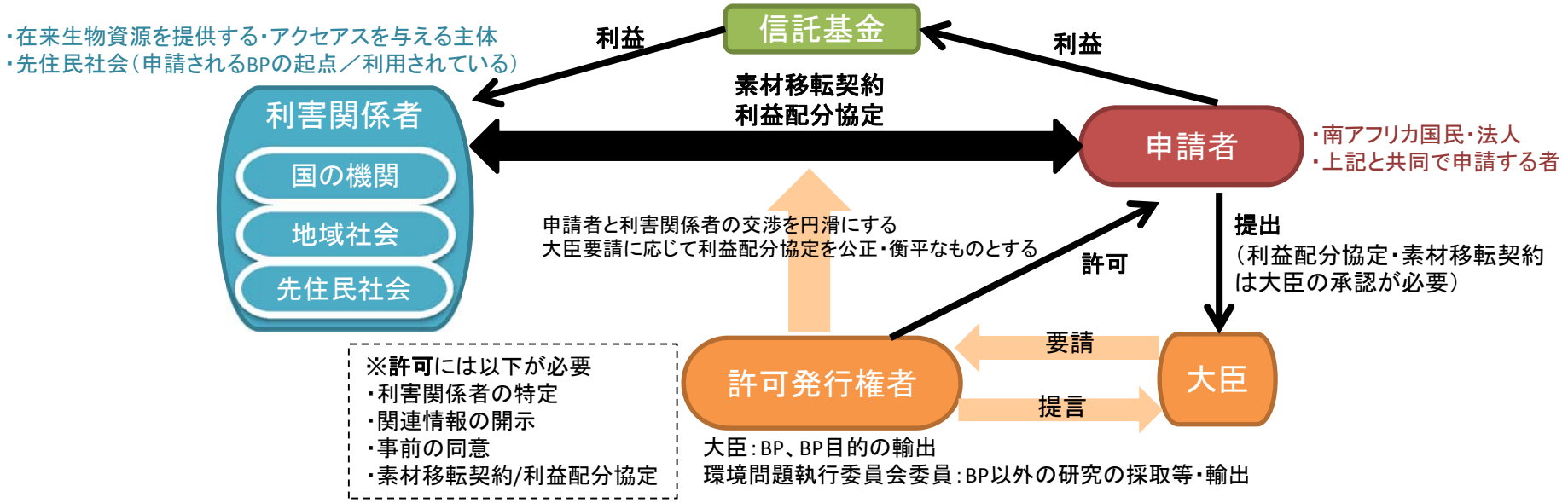

ブラジル

■ 2015年5月20日付の法令13・123号

金銭的利益配分
年間純収入の1%（セクター別協定がある場合は0.1%までの範囲）

利益配分の方法

非金銭的利益配分
(a) 生物多様性保全、持続可能な利用、先住民・伝統的地域社会、伝統的農民の知識等の保護・維持のためのプロジェクト等
(b) 技術移転
(c) 知的財産権、技術的制限による保護のない生産物の公開
(d) 生産物のライセンスを負担無しでの研究・技術開発
(e) 遺伝遺産・伝統的知識の保全、持続可能な利用に関連する人的資源の能力開発
(f) 公益プログラムにおける生産物の無料配布

FNRB
（利益配分国家基金）

所有者が複数の場合

先住民
伝統的地域社会
伝統的農民

経済的利用で獲得された年間純収入の0.5%

協定なしで直接預託も可能

協定に記載の配分

・事前同意書の署名
・同意の視聴覚的記録
・管轄の公的機関の意見書、または／地域社会の慣習に基づく手段の採用

PICが必要

出所が分かるもの

出所不明

伝統的知識

遺産遺産

利益配分協定
（一部の零細企業、伝統的農民等は除外）

利益配分協定に記載する事項
・最終製品等の経済的利用者
・協定の相手（提供者／環境省等の連邦政府）
・経済的利用の対象となるべき生産物
・期間　・利益配分の方式
・各当事者の権利と責任
・知的財産権　・解消
・罰則　・ブラジルの裁判管轄権

注意：
本法では「遺伝遺産の取得」を「遺伝遺産の試料について実施する研究又は技術開発」と定義しているため、本資料では「取得」を「研究・技術開発」と標記した。

CGen
（遺伝遺産管理審議会）

連邦公共行政機関
＜最高60%＞

民間団体
＜最低40%＞
企業、学術、先住民・伝統的地域社会・伝統的農民

・遺伝遺産・伝統的知識の研究・技術開発及び利益配分の管理のための政策策定及び実施を担当
・決定、立法、諮問及び再審査を行う合議体の機関

最終製品・繁殖素材の経済的利用者

通知

登録
（一部事前）

「登録」は以下の行為の前になされる必要あり
・遺伝遺産の発送
・知的財産権に関する申請
・中間生成物の流通
・学界・メディアを通じた成果の最終的・中間報告
・研究・技術開発の結果として開発される最終製品・繁殖素材に関する通知

外国の個人法人
※研究・技術開発等は禁止

個人

公的法人
民間法人

国外に本拠地を有する公的法人・民間法人
ブラジルの科学技術研究機関とのつながり

- **国内の遺伝遺産・伝統的知識の研究・技術開発**
- **国外の遺伝遺産・伝統的知識の研究・技術開発**
- **技術開発の一部として国外で実施する業務のために行う、遺伝遺産を含む試料の送付**　責任は国内に残る
- **遺伝遺産・伝統的知識の研究・技術開発を目的とした遺伝遺産試料の国外への発送**　責任も一緒に国外へ
- **国内の遺伝遺産・伝統的知識の研究・技術開発**

遺伝遺産：植物、動物、微生物又はその他の生物に関して、これらの生物の代謝による物質を含む、遺伝子を起源とする情報
伝統的知識：財産又は遺伝遺産の研究・技術開発の直接又は間接の利用に関する先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民の情報又は慣行

フランス

■生物多様性・自然・景観法案（2015年7月8日版） 第412-4-1条

ニューカレドニア、フレンチ・ポリネシア、フレンチ・ギアナ国立公園では既にABS法を実施中

豊かな生物多様性を有する海外領土を意識し、提供国措置を規定

・同法律公布日より後のあらゆる取得

・他の目的のためのあらゆる新たな利用　※フランス国内での利用に限り適用

・・・コレクションから入手したものを、商業的な目的を変更（例えば食品→医薬品）する場合に該当するとのこと。

詳細は今後国務院の政令で定義。

スイス

■名古屋議定書連邦政府命令第8条＜スイスの遺伝資源へのアクセス＞

【枠組み全体は後述】

許可手続きや利益配分が主目的ではなく、スイスに由来する遺伝資源の利用を把握することを目的に規定

・利用国措置と似た資料作成・届出義務

■同命令第9条＜保全及び持続可能な利用＞

・生息域内・域外のスイスの遺伝資源を持続可能な方法等で利用、又は利用から得られる利益を生物多様性の保全・持続可能な利用等に充てる機構・組織は、特に資金協力の支援対象。

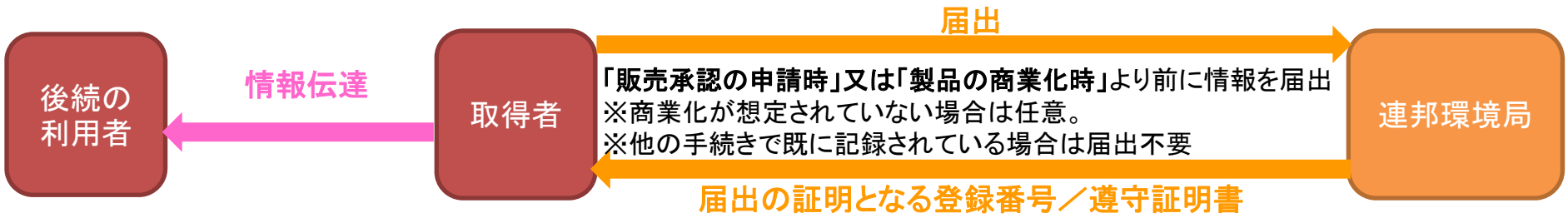

スペイン

■2007年12月13日付自然遺産と生物多様性法（改正）

・アクセスの際には許可証が必要

（商業目的以外の研究目的でアクセスする場合、簡略的な手続き）

・許可証は遺伝資源が存在する又は生息域外保全を担う組織が存在する地方自治体が発行

→地方自治体が主体

・国は海洋遺伝資源、国有地の遺伝資源、国の生息域外機関が所有する遺伝資源を管轄

→国が許可した遺伝資源へのアクセスから生じた利益は基金へ

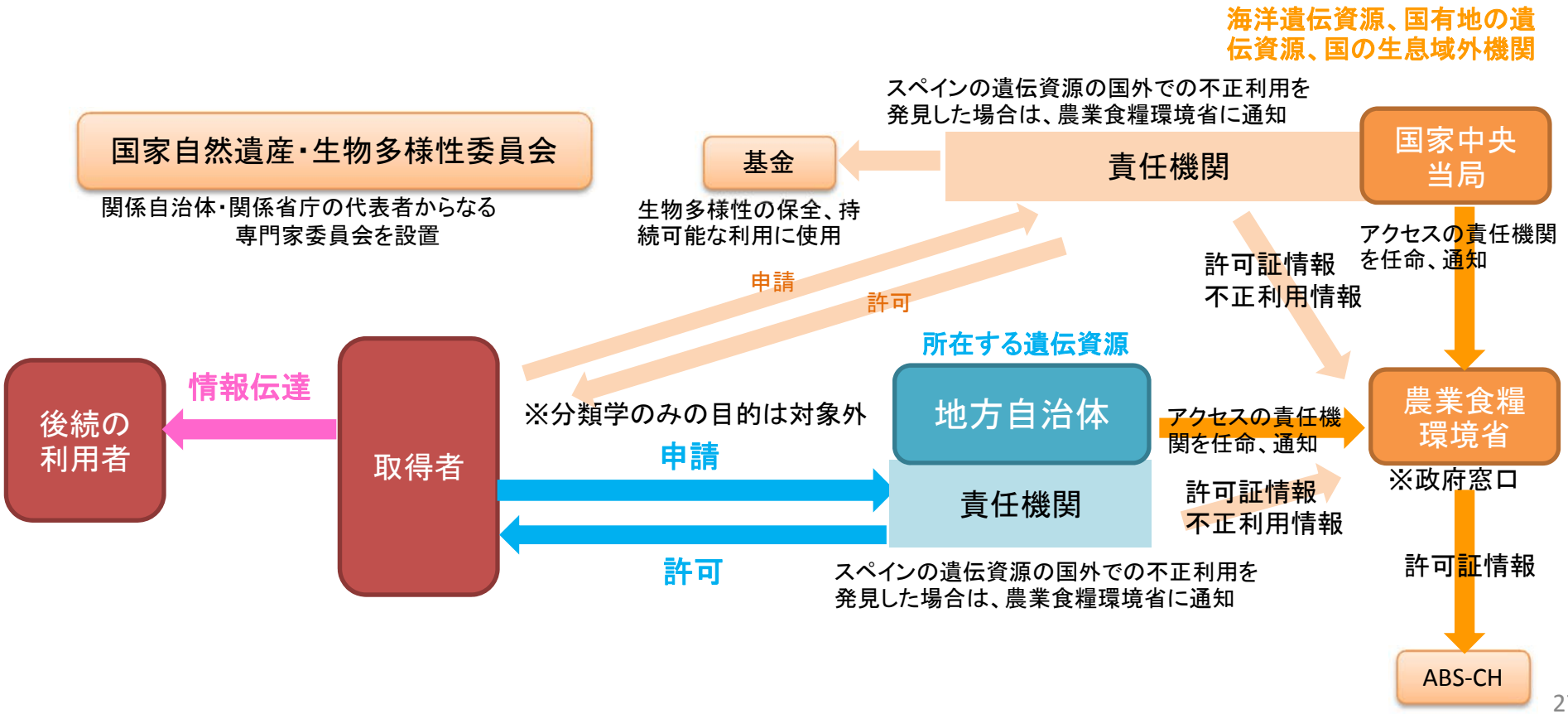

＜利用国措置＞

EU加盟国

28カ国中5カ国（デンマーク、ハンガリー、スペイン、クロアチア、スロバキア）が締結済み。

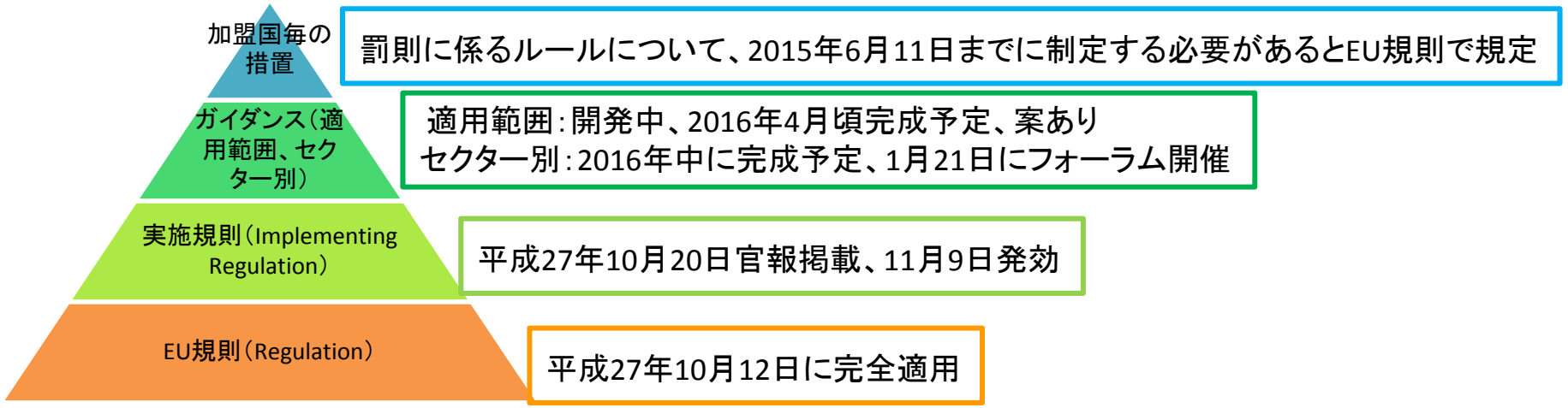

ドイツ

平成27年4月29日に連邦内閣が2つの法案（①議定書締結のための法案、②EU規則実施のための法案）を承認、下院・上院の審議を経て11月25日付で両法律が①12月1日、②12月2日に官報掲載。罰金（最高5万ユーロ≒700万円だが、実質の上限なし）、没収。締結法は官報掲載を持って施行。施行法は2016年7月1日に施行。

フランス

平成28年1月現在、国民議会・上院の1読を終え、国民議会で2読目が開始。両議会の2読終了後に採択予定。提供国措置あり。禁固刑、罰金（最高100万ユーロ≒1億4000万円）。

オランダ

平成27年11月3日に名古屋議定書実施法が官報掲載。利用禁止・返還・回収等。

ブルガリア

平成27年4月8-22日に法案のパブコメ実施。提供国措置あり。罰金（法人最高2万レヴァ≒144万円）

フィンランド

平成27年3月4日-4月2日に法案のパブコメを実施、11月19日付議会提案が官報掲載。罰金、利用停止。

スウェーデン

平成27年3月13日に法案を議会提出、現在審議中。禁固刑、罰金、没収。

スイス

■ 自然及び景観の保護に関する連邦法（NHG）

2014年3月21日付けでNHGを改正

トピック	概要	関係条項
相当な注意	GRが合法的にアクセスされたこと、合意により利益の公正かつ衡平な配分のための条件が定められていること	第23n条1
対象外	議定書の非締約国のGR、ABSに関する国内規制を整備していない国に由来するGR、ヒトGR、GRとしては用いられない商品や消費財であるGR等	第23n条2
届出	製品の販売承認時又は、承認を要さない場合には商業化前に相当な注意義務の遵守を連邦環境局に届出	第23o条1
	相当な注意義務の遵守に関連した情報はABS-CH及びNP締約国の権限ある当局に伝達可能。名称、製品、GR、GRへのアクセス日時・出所に関する情報は公開。	第23o条2
伝統的知識	すでに公知になっていない場合に対象	第23p条
提供国措置	ABSを規定する告示又は許可・契約のもとにスイスのGRへのアクセスを許可可能	第23q条
罰則	情報の届出を意図的に怠った者・誤った情報を届出出た者は最高100,000 フラン（≒1180万円）、不注意の場合は最高40,000フラン（≒472万円）	第24a条第2項2

■ 名古屋議定書連邦政府命令(the Nagoya Ordinance)

スイス連邦参事会が2015年12月11日に名古屋議定書連邦政府命令(the Nagoya Ordinance)を可決。
NHGが議会での立法手続きを経て制定される法律であるのに対し、命令は連邦参事会（内閣）が制定できる。
第8条以外は2016年2月1日施行。第8条は2017年1月1日施行。

書類の保存	利用又は直接的な利益の取得終了から10年／GR又はGRの利用に基づく製品開発が続く限り	第3条5
優良事例	連邦環境局は優良事例の登録簿を保有。相当な注意、届出義務等の要件を満たしているとみなせる	第6条
コレクション	連邦環境局はコレクション登録簿を保有。コレクション保有者は情報の取得・保存・伝達を満たすことを保証。	第7条
提供国措置	製品の販売承認時又は、承認を要さない場合には商業化前にGRに関する情報を連邦環境局に届出	第8条
保全・持続可能な利用	GRを保全、記述、持続的な方法で利用し、又は利益配分を生物多様性の保全等に当てる機構・組織の活動は支援対象。	第9条

＜IRCCがない場合＞
利用者の名称・住所／GR・利用の説明／アクセス日／出所／合法取得・他者送付の証明／後続利用者情報／PIC情報（要求される範囲）／MAT情報（要求される範囲）

＜相当な注意＞
・GR、TKが合法的にアクセスされたこと
・合意により利益配分のための条件が定められていること
※病原体等の緊急事態では、製品の商業化の時点で完全に遵守されていれば良い

相当な注意義務

届出の形式上の検査

後続の利用者

情報伝達

IRCCの情報（必要な場合には利用権・伝達権情報）
※IRCCがない場合は代替情報。不明・取得不可能な事項はその旨伝達

利用者

届出　※IRCC番号も可

「**商業化**」の際に相当な注意義務の遵守を届出
（商業化が想定されていない場合は任意）
「**販売承認手続き**」は他の権限ある当局に情報を示す必要

届出の証明となる登録番号

連邦環境局

※議定書第13条の権限ある当局、フォーカルポイント

法的義務がない場合でも公正・衡平な利益配分を奨励
利益が生物多様性保全・持続可能な利用に充てられるよう取り組む

優良事例の認定
コレクションの認定

＜情報の保存期間＞
・情報は利用・直接的な取得の終了から10年間
・GR、GRの利用に基づく製品開発が続く限り

許可（販売承認）

届出義務遵守を証明しない限り許可を拒否

国立情報交換センター

ABS-CH

情報を示す

「**販売承認手続き**」の際に、製品が相当な注意義務・届出の対象かどうかを示す

要望がある場合、伝達

他の権限当局

薬剤：スイス医薬品庁
動物用免疫薬剤、食料品・添加物・加工補助剤：連邦食料安全獣医局
植物検疫製剤、肥料、動物用食品、植物繁殖素材：連邦農業局
造林目的のみのための植物繁殖素材、その他：連邦環境局
生物農薬、化学製品：連邦公衆衛生局

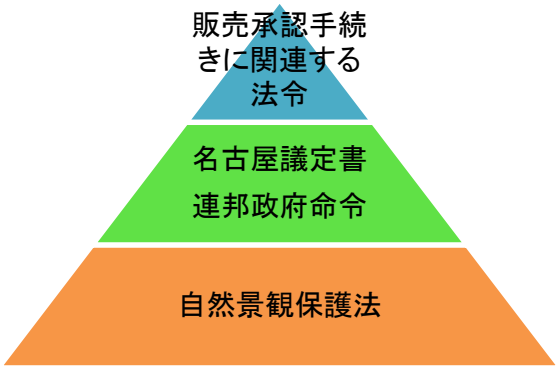

利用者：GR、TKを利用する、又はその利用から直接利益を得る法人・自然人
TK：公知になっていないもの

マレーシア

ABS法案は平成24年、平成25年に公表されていたが、平成27年1月9日に最新の案が公表。

■生物資源へのアクセスと利益配分法案（2015年1月版）

（概要）

- 生物資源又は関連する伝統的知識にアクセスする場合、許可が必要（商業、非商業）
- 利益配分は提供者と行うが、提供者が連邦政府等では無い場合、基金に金銭的利益の1%を入れる。
- 「申請者が、適切で効果的な措置を講じていない管轄に属するか本拠を置く場合、若しくは当該地において操業している場合は、生物資源又は生物資源に関連する伝統的知識への許可を拒否」することとなっている。
- 罰則の最高は禁固刑4年、罰金（法人1,000,000リンギット≒3300万円）
- **利用国措置として、PIC、MATが必要とされる「生物資源」を自国内で使用する前にあらかじめPIC、MATの証明を提出する。**

※サバ州、サラワク州では、州のABS法が適用される。

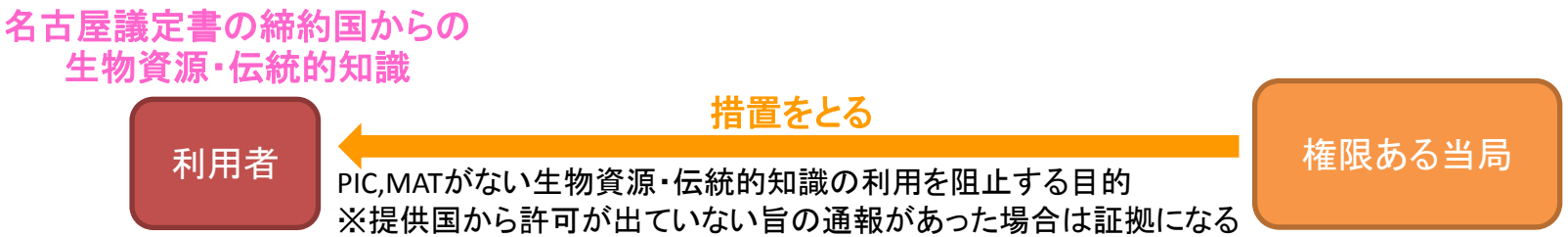

各国法令の比較

- 国によっては名古屋議定書より広い範囲を対象としていることに留意。
- 議定書締約国でも措置がない国も多いが、検討が行われている国も。

適用範囲

- 名古屋議定書の範囲（EU、スイス、スペイン）
- 名古屋議定書の範囲＋国内におけるコレクションの新しい利用（フランス）
- 研究、研究のための生物学的調査・生物学的利用／商業利用のための生物学的調査・生物学的利用／生物資源、知識の第三者への移転／研究成果の外国人・法人等への移転／国内外での知的財産権の出願（インド）
- 商業、非商業目的の研究開発のためのアクセス（マレーシア）
- 利用国措置の遵守範囲は提供国のPIC対象の範囲（ノルウェー） ※遺伝情報や派生物も対象になりうる
- バイオプロスペクティング（BP）（生物資源及び遺伝資源の研究、収集、及び利用であって、それにより得られた知識を商業用にのみ利用することを目的とする）／科学的研究を目的とした生物資源の収集と利用（フィリピン）
- 在来生物資源が関わるBP／BP又はその他の研究を目的とした在来生物資源の輸出（南アフリカ）

○ 遺伝情報についても適用範囲に含む（ブラジル、マレーシア）

○ 派生物についても適用範囲に含む（アフリカ連合、ブラジル、インド、マレーシア、南アフリカ）

○ コモディティー（遺伝資源として利用されないもの）

- 利用を意図せず、名古屋議定書第2条の定義による遺伝資源として提供されない場合、ABS国内法令等から除外（アフリカ連合）
- 対象外とする「商品として通常取引される生物資源」をリストアップ（インド）
- 食用のための取得はアクセスに含まない（マレーシア）
- 直接利用を目的とする従来型商業消費は対象外（フィリピン）
- バイオプロスペクティングの対象は「商業的若しくは工業的利用のための在来生物資源の研究、開発若しくは応用」に限定（南アフリカ）

生物多様性保全への貢献について規定している例

- 国内法を通じて生物多様性保全、持続可能が利用の促進、先住民及び地域社会の生計改善に向ける／金銭的支払いを生物多様性の持続可能な利用と保全のために直接向ける（アフリカ連合）
- 遺伝資源の利用から生ずる利益を、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に充てるよう、利用者及び提供者に奨励（EU）
- 生物多様性局に入った利益を生物多様性の保全・増加、TKのDB作成・保全、関連する地域の発展、研究・教育・技術移転等に振り分け（フランス）
- 生物多様性基金を生物資源の保全と振興、生物資源・知識の提供地の発展に使用（インド）
- 基金を生物多様性保全等に使用（マレーシア）
- 野生生物管理基金で、野生生物法の違反行為から影響を受けた生息地の回復・復元や、科学的研究・モニタリング等を支援（フィリピン）
- 国が得た利益は生物多様性基金に入り、生物多様性保全等に振り分け（スペイン）
- 生息域内・域外のスイスの遺伝資源を持続可能な方法等で利用、又は利用から得られる利益を生物多様性の保全・持続可能な利用等に充てる機構・組織は、特に資金協力の支援対象（スイス）

利益配分について規定している例

- 売上高の1%（ブラジル）
- 年間総売上・その他の収入の5%以下（フランス）
  →生物多様性局に充当（生物多様性保全等に使用）
- 年間総販売出荷額の0.1-0.5%程度を支払い（インド） →一部基金へ
- 商業目的の場合、提供者と利益配分協定（マレーシア）
- バイオプロスペクティング料、前払い金、ロイヤリティー（製品総売上の2%以上）（フィリピン）
  →国が得た分は野生生物管理基金へ
  →連邦政府、州当局、連邦管轄地以外の提供者の場合、基金に金銭的利益の1%
- 提供者と利用者が協議（南アフリカ、スイス）
- 利益の30%以上（ベトナム）

（最近のニュース）

■米国の化粧品原料企業Maxey Cosmetic社とケイマン諸島政府

- 2015年末マキシコスメはケイマン諸島政府と今後5年間のサンゴ収穫することに合意
- -この合意でケイマン諸島政府は、マキシコスメ製品が正式にサンゴを供給していることを表示できるようになった（Ingredient Harvested in Cooperation with Cayman Island Government ）。
- プロスタグランジンAという活性脂質を含むBlack Sea Rodが200フィート浅深で生息しているが、一般的にはサンゴの捕獲は禁止されているため、ケイマン諸島環境省はいくつかの制限事項を定めた。
  - ー 許可地域だけで採取を許可
  - ーサンゴが再生されるように、サンゴの端の部分だけが収穫対象
  - ー環境省の継続的なモニタリングが伴う
  - ー1キロ当たり25,000 CIのロイヤリティを支払う
  - ー募金されたロイヤリティは、ケイマン環境保護ファンドに預託され、海洋保全のために使用
  - ーサンゴ捕獲後、8-12週間後のサンゴの再生状態をチェックし、記録
- ケイマン諸島環境省は今回の契約が海洋保全法だけでなく、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書を考慮したものとしている。

http://www.cosmeticsdesign.com/Business-Financial/Maxey-Cosmetics-signs-coral-harvesting-agreement-with-Cayman-Islands

（参考）ABS-CHに掲載されている法令等

平成28年2月15日現在　40カ国（EUを含む）115の措置が掲載されている。

（内訳）

※記載は国名アルファベット順

国名	立法上、行政上又は政策上の措置	掲載数
オーストリア	EU規則、EU実施細則	2
ベラルーシ	大統領の締結宣言、ABS業務を委託する機関・CPに関する文書	5
ベルギー	EU規則、EU実施細則	2
ブラジル	2001年のABS法	1
ブルガリア	EU規則、EU実施細則	2
クロアチア	EU規則、EU実施細則、国内遵守措置	3
キプロス	EU規則、EU実施細則	2
チェコ	EU規則、EU実施細則、国内遵守措置	3
デンマーク	EU規則、EU実施細則、国内遵守措置、EU規則の発効と担当官庁を定めた文書	4
エストニア	EU規則、EU実施細則	2
欧州連合	EU規則、EU実施細則	2
フィンランド	EU規則、EU実施細則	2
フランス	EU規則、EU実施細則	2

国名	立法上、行政上又は政策上の措置	掲載数
ドイツ	EU規則、EU実施細則	2
ギリシャ	EU規則、EU実施細則	2
ハンガリー	EU規則、EU実施細則、国内遵守措置	4
グアテマラ	締結に関する政府協定	2
インド	生物多様性法、生物多様性規則、ガイドライン、州生物多様性法、法第40条に基づく除外リスト、法第38条に基づき州が指定する絶滅危惧種リスト、法第39条に基づき指定された寄託機関のリスト、法第5条に基づく告示	27（うち1つは重複）
アイルランド	EU規則、EU実施細則	2
イタリア	EU規則、EU実施細則	2
ラトビア	EU規則、EU実施細則	2
リトアニア	EU規則、EU実施細則	2
ルクセンブルグ	EU規則、EU実施細則	2
マラウイ	環境管理法	1
マルタ	EU規則、EU実施細則	2
メキシコ	ステートメント	1
オランダ	EU規則、EU実施細則	2
ノルウェー	自然多様性法、遺伝資源に関連する伝統的知識（自然多様性法を抜粋したもの）（※）	2

国名	立法上、行政上又は政策上の措置	掲載数
ペルー	遺伝資源へのアクセス規則、伝統的知識に関する規則、議定書締結のための政令	4
ポーランド	EU規則、EU実施細則	2
ポルトガル	EU規則、EU実施細則	2
ルーマニア	EU規則、EU実施細則	2
スロバキア	EU規則、EU実施細則	2
スロベニア	EU規則、EU実施細則	2
南アフリカ	特許法、バイオプロスペクティング規則、環境管理法	3
スペイン	EU規則、EU実施細則、自然遺産・多様性法の改正法	3
スウェーデン	EU規則、EU実施細則	2
スイス	自然景観保護法、特許法	2
英国	EU規則、EU実施細則、国内遵守措置	3
ベトナム	生物多様性法	1
計40カ国		計115